

平成 25 年度 No5

防災対策課 “情報便”



年月日	平成 25 年 8 月 30 日
発行	防災対策課
所属長	課長 藤川 浩志
電話	06-6489-6165

1 津波等一時避難場所の追加指定について

平成 25 年 9 月 1 日付けで、新たに民間施設 2 施設を津波等一時避難場所に追加指定します。

施設名	所在地	収容人数
ベルコ尼崎駅前ホール	東難波町 5 丁目 17-30	850
シティーホール尼崎	大西町 3 丁目 19-10	590



※8 月 1 日までに 265 施設 (181,780 人) を指定しており、今回の追加指定をもって合計 267 施設 (183,220 人) となります。

2 平成 25 年 8 月 25 日に発生した大雨の被害状況

平成 25 年 8 月 25 日に発生した集中豪雨では、市内の一部地域において下水施設の処理能力をはるかに超える 1 時間に最大 87 ミリという記録的な雨量により、床上・床下浸水や道路冠水など大きな被害が出ました。

被害に遭われた皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。

平成 25 年 8 月 25 日(日)の大雨による被害状況は、8 月 30 日(金)7 時現在、次のとおりです。

1 負傷者

・転倒による負傷(軽傷:水溜りを避けようとして転倒等) 2 人

2 浸水関係

(1) 家屋の床上浸水 10 件

(2) 家屋の床下浸水 134 件

(3) 道路、アンダーパス 45 件

3 河川・水路関係

・水路(側溝等、越水しそうであった箇所を含む。) 13 件

4 下水関係

(1) マンホールからの噴出し等 12 件

(2) 下水の家屋への逆流等 9 件

5 その他

・倒木 1 件

3 集中豪雨の被災による各種手続きについて

今回の被災による各種手続きについて、尼崎市ホームページでお知らせしています。

尼崎市ホームページ「トップページ」

⇒緊急情報「平成 25 年 8 月 25 日に発生した集中豪雨で被災された皆様へ」

主な制度は下記の通りです。減免・貸付制度などについて詳しくはそれぞれの担当課へ。

◆り災証明書の発行について

各支所地域振興センターでは、り災証明書を発行しているほか、今回の集中豪雨で被害に遭われた人からの相談を受け付けています。

中央地域振興センター 電話 6413-5371

小田地域振興センター 電話 6488-5441

大庄地域振興センター 電話 6419-8221

立花地域振興センター 電話 6427-7770

武庫地域振興センター 電話 6431-7884

園田地域振興センター 電話 6491-2361

◆消毒の相談

浸水した世帯を対象に、消毒の相談を受け付けています。なお、水害時の衛生対策と消毒方法については市ホームページをご覧ください。詳しくは保健所感染症対策担当☎4869・3010へ。

尼崎市ホームページ「トップページ」⇒「健康・医療」⇒「感染症」⇒「水害時の衛生対策と消毒方法」

◆災害で発生した家庭ごみの処理

り災証明書をお持ちの場合は、無料で処理できます。

<市に収集を依頼される場合>

月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで(祝日は午前9時から)の間に、経済環境局業務課(家庭ごみ案内ダイヤル)☎6374-9999へ。

<直接持ち込まれる場合>

搬入予定日の前日までに予約が必要です。月曜日から金曜日まで(祝日を含む)の午前8時30分から午後5時15分までの間に、経済環境局クリーンセンター☎6409-0101へ。

なお、持ち込み時間は、月曜日から金曜日まで(祝日を含む)の午前9時から午前10時までと、午後2時から午後3時までです。

◆市税の納付相談

災害のため、期限内に市税を納めることができない人を対象に、分割納付などの相談を受け付けています。

詳しくは市役所収税課☎6489・6274へ。

◆市立幼稚園保育料免除、小・中学校の就学援助など

床上浸水した世帯などを対象に、各種免除・援助を受け付けています。

詳しくは教育委員会学務課☎6489・6738へ

◆その他減免制度、見舞金及び貸付制度は下記表をご覧ください。

減免制度

種別	対象	申請書類	問い合わせ	そのほか
個人市民税	前年の所得が1,000万円以下で、自己の居住する家屋や家財・商品について、床上浸水か2割以上の損害	減免申請書、り災証明書	市民税課 ☎6489-6248	申請は被害発生日の翌日から2カ月以内。 なお、損害の程度によって、適用期間や減免率は異なります
固定資産税・都市計画税	自己の所有する家屋は床上浸水か2割以上の損害。償却資産は2割以上の損害	同上	資産税課 ☎6489-6262	同上
介護保険料	自己の居住する家屋について、床上浸水の被害	減免申請書、り災証明書	介護保険事業担当 ☎6489-6376	減免額は被害発生日から、12カ月の保険料の10分の5に相当する額
国民健康保険料	世帯主が居住し、且つ、所有する家屋又は、居住する家屋の家財に損害を受け、損害の程度が3割以上又は床上浸水の世帯	同上	国保年金課 ☎6489-6423	適用期間は被害発生日から12カ月。 なお、前年の所得によって、減免額は異なります
国民年金保険料	浸水世帯で、所有する住宅や家財などに2分の1以上の損害	保険料免除申請書、り災証明書	国保年金課 ☎6489-6428	免除は申請のあった年度の7月～翌年6月の全額

後期高齢者医療 保険料	災害、風水害、 火災などにより、住 宅等について2割 以上の損害を受け たとき	減免申請書、リ 災証明書	後期高齢者医療 制度担当 ☎6489-6836	減免の適用期間 は減免理由の生じ た日の属する月以 降12ヶ月。損害の 程度5割以上で10 割減免、2割以上5 割未満で5割減免
保育所保育料	自然災害等によ り著しい被害(家屋 が半壊以上)を受 け、保育料の負担 能力に欠けると認 められるとき	保育料階層変更 申請書、リ災証明 書	保育課 ☎6489-6369	期間は事由の発 生月から当該年度 の末日まで
児童育成料	自然災害等によ り著しい被害(全壊 (焼)、半壊(焼))を 受けたとき	児童育成料階層 認定変更申請書、 リ災証明書	児童課 ☎6429-3042	申請書の提出の あった日の属する 月から当該年度末 日まで

見舞金の交付

被災状況	交付内容	問い合わせ
床上浸水	1世帯1万円	福祉課 ☎6489-6348

貸付制度

種別	対象	申請書類	問い合わせ	限度額
更生援護資金	災害を受けた世 帯が応急の復旧を する場合など	資金借入申込 書、リ災証明書な ど	福祉課 ☎ 6489-6348	1世帯20万円以内

4 台風シーズンを迎えるにあたって

これから、秋の台風の到来、大雨の発生時期を迎え、様々な水害等が発生することが予想されます。先日の8月25日に発生した集中豪雨では、下水施設の処理能力をはるかに超える降雨量により、市内で多くの被害がありました。

また、今週末につきましても、台風の接近が予想されることから、特に、つぎのことに注意して早目の対応をしていただきますようお願いします。

(1) 家屋等について

道路面より低い家屋の場合、道路からの越水等により、浸水するおそれがあります。特に、地下に居室、駐車場、機械室などがある場合は、短時間に雨水が流れ込むおそれがあることから、そのような場所については、事前にご確認いただきますようお願いします。

(2) アンダーパス等の道路冠水について

道路が冠水している場合の通行には十分にご注意ください。

また、アンダーパス(交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路)が冠水している場合の通行は、水没するおそれもあることから、十分にご注意いただくとともに、危険回避のため、不用意に通行せず、迂回するようにしてください。

(3) 側溝等の清掃について

自宅周辺の側溝等がゴミなどで詰まっていると、雨水の排水能力が悪くなり、側溝から水が溢れだすおそれがあります。

日頃から、側溝等の清掃にご協力いただいておりますが、再度、側溝のつまりやごみの有無についてご注意して

いただきようお願いします。

5 気仙沼市への支援について

(1) 職員の派遣状況

- 派遣期間…平成25年4月1日～平成26年3月31日（1年）
- 派遣人数…土木職2人（建設部都市計画課土地区画整理室 所属）
土木職1人（建設部下水道課 所属）

(2) 支援に係る現状について

現在、土地区画整理室所属の職員については、土地区画整理事業を担当し、鹿折地区、南気仙沼地区の事業計画や換地業務など、組織の中心となって作業を行っています。

また、下水道課所属の職員については、下水道管渠や終末処理場・ポンプ場等下水道施設を担当し、災害復旧業務を行っています。

以上